

医基健発第 号  
令和 年 月 日

（利用停止請求者）様

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 印

保有個人情報利用停止請求書の補正について（依頼）

令和 年 月 日付け（第 号、写しを同封しています。）の保有個人情報利用停止請求書について、下記のとおり要件に不備な部分がありますので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第3項の規定に基づき、下記のとおり補正されるよう依頼します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして扱わせていただきます。

記

1 補正の対象となる事項

開示請求に係る保有個人情報の本人（の法定代理人又は、任意代理人（以下「代理人」という。））であることが確認できません。

保有個人情報利用停止請求書の記載に、次のような不備があります。

2 補正の方法

（1）開示請求に係る保有個人情報の本人（の代理人）であることが確認できない場合  
以下に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

なお、送付する場合は、上の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

代理人のうち、法定代理人については、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（2）記載事項に不備がある場合

同封の保有個人情報利用停止請求書の写しを訂正の上、3の提出先に送付し、又は持参してください。

3 補正に必要な文書等の提出先

〒567-0085 茨木市彩都あさぎ7-6-8

4 補正に必要な文書等の提出等の期限  
令和 年 月 日

<連絡先>

担当課：戦略企画部戦略企画課

担当：

所在地：〒567-0085 茨木市彩都あさぎ7-6-8

電話： 072(641)9832